

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金審査会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第7条及び高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金審査会設置要領第1条の規定に基づき設置する「高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金審査会」に関して、その運営及び審査に必要な事項について定める。

(審査項目及び点数)

第2条 以下の審査項目について配点を行う。

(家事育児サポート枠)

- (1) 補助事業の取組内容：30点
- (2) 導入設備、実施サービスの妥当性：20点
- (3) 事業としての持続性：15点
- (4) 補助事業を実施する目的：10点
- (5) 設備導入、実施サービスを行うによる社会的な効果：20点
- (6) スケジュールの妥当性：5点

(審査方法等)

第3条 審査会は次により審査を行う。

- (1) 審査は、審査会を開催する前月末までに申請があったものに対し、補助金交付申請書及び添付書類をもとに、審査員により行う。
- (2) 審査員は、補助事業者から提出のあった交付申請書をもとに、前条の審査項目について、審査基準（別紙）に基づきあらかじめ書面による審査を行う。
- (3) 審査会当日は、前号の審査結果を踏まえて、審議及び調整等を行い、審査員による採点の合計の点数を審査員数で除した点数が60点以上である者のうち、点数が上位の者から予算の範囲内で、採択者を決定する。
- (4) 審査会は、審査会終了後、速やかに審査の結果を知事に提出するものとする。

(庶務)

第4条 上記のほか審査会に関する事項は、子育て支援課が行う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月19日から施行する。

審査基準

審査項目	審査の視点		配点
(1)補助事業の具体的な内容 (65点)	(1)補助事業の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が本補助金の趣旨に合致しているか。 ・具体的な実施内容、実施手順となっているか。 ・企業の規模感や社内外の体制から、実現可能な事業計画となっているか。 	30
	(2)導入設備、実施サービスの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・導入設備は事業実施にあたり、必要なものであるか。 ・サービス内容が、補助金の活用に適したものであるか。 	20
	(3)事業としての持続性	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業を活用した後も、継続して行うことができる事業計画となっているか。 	15
補助事業を実施する目的 (10点)	(4)補助事業を実施する目的	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の趣旨を理解したうえで、目的が設定されているか。 	10
補助事業を実施することによる社会的な効果 (20点)	(5)設備導入、実施サービスを行うことによる社会的な効果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を実施することによる社会的な効果として補助金の趣旨に即したものであるか。 ・効果的な成果が具体的に示されているか。 	20
実施スケジュール (5点)	(6)スケジュールの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の実施スケジュールが具体的で、実現可能なものとなっているか。 	5